

平成 2 2 年 2 月 5 日  
警 察 庁

通信傍受法第 2 9 条に基づく平成 2 1 年における通信傍受に関する国会  
への年次報告について

政府は、通信傍受法第 2 9 条の規定に基づき、平成 2 1 年中における同法の  
運用状況等について、国会へ報告する。

平成 2 1 年中の傍受令状の請求・発付の件数等、傍受の実施状況及び傍受が  
行われた事件に関して逮捕した人員数については、別表のとおりである。

(参考)

通信傍受法第 2 9 条

政府は、毎年、傍受令状の請求及び発付の件数、その請求及び発付に係る  
罪名、傍受の対象とした通信手段の種類、傍受の実施をした期間、傍受の実  
施をしている間における通話の回数、このうち第 2 2 条第 2 項第 1 号又は第  
3 号に掲げる通信が行われたものの数並びに傍受が行われた事件に関して逮  
捕した人員数を国会へ報告するとともに、公表するものとする。ただし、罪  
名については、捜査に支障を生ずるおそれがあるときは、その支障がなくな  
った後においてこれらの措置を執るものとする。

## 別表

二			一		番号	
三件			二件		請求	
三件			二件		発付	
銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条の三第二項、同第一項後段、第三条第一項、第三十一条の八、第三条の三第一項、刑法第六十条） 【けん銃の加重所持、けん銃実包の所持等】			覚せい剤取締法違反（同法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【営利目的の覚せい剤譲受】		罪名（罰条）	
携帯電話			携帯電話		通信手段の種類	
十日間	十日間	十日間	五日間	五日間	実	
六百回十	四百回百	二百七十回	四百二十回	二百四十回	施	
なし	なし	なし	三十回三	八十回六	回数	通話
なし	なし	なし	なし	なし	第一号	第二十一条第一項
なし	なし	なし	なし	なし	第三号	第二十一条第一項
なし			六人		逮捕人員数	

三					番号		
五件					請求	傍	
五件					発付		
麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八 条第二項、覚せい剤取締法第四十一条 の第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】					罪名（罰条）	受令状	
携帯電話					の通信手段 種類		
四日間	三日間	二日間	間三十日	日間二十四	実		
回百九	八二回十	なし	二三八回十百	一六三回十百	回数	施	
一八回十	回十五	なし	五二回十	回十一	第一号	期	
なし	なし	なし	なし	なし	第三号	間	
四人					数人員	逮捕	

五			四				番号	
三件			四件				請求	傍
三件			四件				発付	
麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八 条第二項、覚せい剤取締法第四十一条 の第二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】			麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第 八条第一項、覚せい剤取締法第四十一条 第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の輸入】				罪名（罰条）	受令状
携帯電話			携帯電話				通信手段 の種類	
間十九日	日二十九	九日間	間十五日	五日間	間三十日	八日間	実	
回十五百	四六六 回十百	回十百 五九	二四 回十	三四 回十	一四 回百	回十三	施 回数	
回十百 六四	二三 回十	六六 回十	三 回	八 回	回二十	なし	期 第一号	
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	間 第二号	
九人			三人				逮捕 数人員	

七		六						番号		
二件		四件						請求	傍	
二件		四件						発付		
麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同法第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】		麻薬特例法違反（同法第五条第四号） 【業として行う覚せい剤の譲渡】						罪 名（罰 条）		受 令 状
携帯電話		携帯電話						通信手段の種類		
一日間	七日間	間 十九日	十日間	間 十八日	間 十九日	実				
二回	二九回十	一八三回十百	回 七十	二二回十	回 十百三十六	通話回数		施 期 間		
なし	一 二回十	九九二回十百	九回	九回	八二回十	第一号	第二十二條第一項			
なし	なし	なし	なし	なし	なし	第三号	第三号	逮捕人員		
二人		九人							数	

（注） 「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいう。